

令和7年度第2次岐阜大学交換留学生（派遣）募集要項

1 趣旨

本募集は、岐阜大学学則第47条又は大学院学則第38条の規定に基づき、本学と学術交流協定を締結している外国の大学に学生（外国人留学生を除く。）を派遣することにより、学生の国際交流意識を高め、国際感覚を備えた人材の養成を図ることを目的とする。

2 対象

学術交流協定大学において令和8年1月から3月までの間に留学を開始し、1学期又は2学期間の交換留学を希望する者。本募集の対象となる学術交流協定大学については、別紙1を参照すること。

3 資格、要件等

本募集に申請することのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本学の正規の課程に在籍（応募時及び交換留学期間中においても在籍）している者。ただし、留学ビザを持つ者を除く。
- (2) 学業成績が優秀で人格等が優れている者。
 - ・学部2年以上の学生は、前年度の学内GPAが2.50/4.00以上であること。
 - ※修士課程1年の学生は、学部最終年次、博士課程1年の学生は、修士最終年次のGPAによる。
- (3) 留学希望先の協定大学が必要とする成績要件及び教育を受けるのに十分な語学能力を有する者。語学能力に関しては、
 - ①協定大学が語学要件を定めている場合、これを満たしていることを学内申請要件とする。
 - ②協定大学が一定の語学能力を推奨している場合、これを満たしている事が望ましい。
 - ③協定大学が語学要件を定めていない場合、現地の授業が受けられるだけの語学能力があること。なお、②③の場合は語学能力を考慮して学内選考を実施する。
- (4) 留学開始までの間に、留学希望先で使用する言語の学習を継続する意志がある者。
- (5) 帰国後も引き続き本学において学業を継続する意志がある者。

4 募集人数

原則、学術交流協定大学間で定める交換留学生数の範囲内とし、学内選考を実施する。ただし、協定大学から交換留学生数の指定があった場合はその範囲内とする。

5 申請書類

以下の書類を取りまとめのうえ、学務部国際事業課留学支援室留学支援係へ提出すること。

- (1) （様式1）令和7年度第2次岐阜大学交換留学生（派遣）候補者推薦一覧の電子データ
- (2) （様式2）令和7年度第2次岐阜大学交換留学生（派遣）候補者推薦書
- (3) 勉学計画書（和文・英文または留学希望先の言語）様式自由（※1） 各1部
- (4) 在学証明書（和文・英文） 各1部
- (5) 成績証明書（和文・英文） 各1部
- (6) 成績原簿（和文のみ） 1部
- (7) 語学能力を証明する書類の写し 1部

英語圏：TOEFL-iBT又はIELTSスコアレコード等

英語圏以外：当該国語の語学能力が証明できる書類

- ※1 第2希望まで申請を認める。この場合、第1希望及び第2希望それぞれの勉学計画書を提出すること。また、希望する留学先大学の学部及び留学期間を明記すること。

6 申請期限

令和7年8月5日（火）

7 交換留学生の決定

岐阜大学グローバル推進機構の議を経て交換留学生候補者を選考し、当該候補者が留学先大学から入学許可を取得したときに、その者を交換留学生として決定する。

8 交換留学の取消し及び中止

次のいずれかに該当する場合は、留学を取消し又は中止するものとする。

- （1）留学希望先の事情により受入れが許可されなかった場合
- （2）留学先国への渡航に必要な査証が取得できなかった場合
- （3）留学開始前又は留学中に、外務省海外安全ホームページに掲載されている海外安全情報の危険情報レベルが2以上となり、本学から留学の中止を指示された場合。
- （4）成業の見込みがないと判断された場合
- （5）「3 資格、要件等」を欠くこととなった場合
- （6）交換留学生たるにふさわしくない非行があった場合

9 その他

- （1）本交換留学では、派遣先大学の授業料は不徴収となるほか、本学における授業料の減免措置が適用される。
- （2）岐阜大学交換留学生として決定された者は留学期間中に「留学報告書（毎月報告書）」を毎月留学支援室へ提出すること。また、留学終了後1か月以内に「留学報告書（成果報告書）」を提出すること。
- （3）本募集に関する学術交流協定大学に関する情報、注意事項、選考スケジュール等については別紙1及び別紙2のとおり。
- （4）本募集による学内選考を通過した交換留学生候補者を対象として、「令和7年度岐阜大学短期留学（派遣）奨学金第2次募集要項」に基づき、奨学生の選考が同時に行われる。